

第5章 環境と調和した農業の動向

1 みどりの食料システム戦略とゼロカーボン北海道の実現

(1) みどりの食料システム法に係る戦略の推進

(生産力向上と持続性の両立を目指して環境負荷低減活動を促進)

農業従事者の減少や高齢化の進行、地域コミュニティの衰退、温暖化による大規模自然災害の発生などの現状を踏まえ、国は持続的な食料システムの構築に向け中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進する「みどりの食料システム戦略」を令和3年（2021年）5月に策定しました。

本戦略に掲げた具体的な取組のうち、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る事業活動を促進するため、国は令和4年（2022年）4月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）を制定し、農林漁業者が行う環境負荷低減活動の計画を認定する制度を創設するとともに、知事の認定を受けた農林漁業者が環境負荷の低減に必要となる設備を導入する場合に、税制面や金融面等で優遇が受けられる支援制度を措置しました。

道では、令和4年（2022年）12月、道内の179市町村と共同でみどりの食料システム法に基づく「北海道基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、本道の農林漁業における環境負荷の低減に関する目標や知事の認定の対象となる環境負荷低減事業活動を規定するなど、道内の農林漁業者が行う環境負荷低減活動を促進することとしています。

(環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入が決定)

国は、令和5年（2023年）12月、「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」を決定し、令和9年度（2027年度）を目標に農林水産省の全ての補助事業に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化するクロスコンプライアンスを導入することとしました。

具体的には、みどりの食料システム法に基づく基本方針で示した環境負荷に配慮するための基本的な取組として位置付けられている、適正な施肥や防除、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制などの取組のうち、その事業ごとに最低限行うべき内容について、事業申請時にチェックシートを作成・提出することや、事業実施後に実際に取り組んだ内容を報告することが義務化されます。

国は、このクロスコンプライアンスの円滑な導入に向けて、補助事業者等が具体的に何をすればよいか分かるよう業種別に解説書を作成するなど事務負担の軽減を図ることとしています。

(2) カーボンクレジットの創出 (道内でもJ-クレジットの取組が拡大)

J-クレジット制度は、温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度であり、認証されたクレジットは売買や温暖化対策のPRなどに活用されています。

農業分野においては、現在6つの方法論（排出削減・吸収に資する技術ごとに適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの）があり、道内においては、メタンの排出を削減する取組として、空知・上川管内で「水稻栽培における中干し期間の延長」や、根室管内で強制発酵による「家畜排せつ物管理方法の変更」が行われているほか、炭素貯留の取組として、オホーツク管内において「バイオ炭の農地施用」が行われています。

図表5-1-1 農業分野の方法論

方法論番号	方法論の名称	内容
AG-001	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌	家畜にアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、排せつ物管理からの一酸化二窒素排出量を抑制
AG-002	家畜排せつ物管理方法の変更	家畜排せつ物の管理方法を変更することにより、メタン及び一酸化二窒素の排出量を抑制
AG-003	茶園土壌への硝化抑制入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥	茶園に施用する窒素肥料を硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料に代替することで、土壌からの一酸化二窒素排出量を抑制
AG-004	バイオ炭の農地施用	バイオ炭を農地に施用することで炭素を土壌に貯留
AG-005	水稻栽培における中干し期間の延長	水稻の栽培期間中に水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を従来よりも延長することで、土壌からのメタン排出量を抑制
AG-006	肉用牛へのバイオマスアミノ酸の給餌	肉用牛に、バイパスアミノ酸を加えた飼料を給餌することで成育を促進し、従来より肥育期間が短縮されること等により、枝肉重量当たりのメタン及び一酸化二窒素の排出量を抑制

資料：農林水産省「農林水産分野におけるカーボン・クレジットの拡大に向けて（令和6年（2024年）3月）」

(3) 環境負荷低減の取組の「見える化」

(ラベル表示が本格運用)

国は、環境負荷の低減に貢献する農産物等の消費を促し、生産者の温室効果ガス排出削減の取組への意欲向上につなげるため、温室効果ガスの削減率に応じて農産物等に星の数をラベル表示する環境負荷低減の「見える化」の本格運用を、令和6年（2024年）3月に開始しました。

本制度は、農業者や消費者が温室効果ガスの排出削減や吸収への貢献度を具体的に把握することができるため、関係者に広く周知していく必要があります。

図表5-1-2 温室効果ガス削減「見える化」ラベル



(4) カーボンファームの推進協議体

(「北海道カーボンファーム推進協議体」を設立)

世界的にカーボンニュートラルの取組が求められる中、本道農業が「ゼロカーボン北海道」の実現に貢献しながら持続的に発展していくためには、農業分野から排出される温室効果ガスの削減はもとより、農地土壌への炭素貯留などの対策も推進していく必要があります。

このため道では、令和5年（2023年）5月、企業、農業者、農業団体、経済団体、金融機関、大学、研究機関及び行政機関等の幅広い関係者の参画を得て、温室効果ガスの排出削減や農地への炭素貯留、カーボンクレジットの創出を共通の目的とする「北海道カーボンファーム推進協議体」（事務局：道）を設立しました。

協議体では、令和5年（2023年）8月にフォーラムを開催したほか、メールマガジンの配信や参画者同士の情報共有活動の場の提供を行っています。

～ 北海道の持続可能な米づくり（環境負荷低減）の取組 ～

【「みどりの北海道米チャレンジ」の取組】

道内の農業団体では、令和4年産（2022年産）米から、みどりの食料システム戦略やSDGsに沿った環境負荷低減につながる米生産を目指し、「2050年までに目指す姿」として示されている「化学肥料3割低減」や「化学農薬5割低減」の項目等を既に達成している産地について、販売先とのマッチングの機会を創出する「みどりの北海道米チャレンジ」を実施しています。

令和5年産（2023年産）については、令和5年（2023年）10月に都内で11産地が参加し、「みどりの北海道米チャレンジ」商談会が開かれたほか、（公財）流通経済研究所が運営する米の現物市場「みらい米市場」を活用した取引により、幅広い販売先とのマッチングに取り組みました。



商談会の様子



「みどりの北海道米チャレンジ」ロゴ



みどりの北海道米チャレンジロゴ

【「ゆめぴりか」のメタンガス削減の取組】

温室効果ガスの一つであるメタンガスは、水田では生成菌が有機物を分解することで発生します。水田に収穫後の稲わらをそのまま残すと、土壌の乾燥が遅れ、生成菌が増えやすくなることから、道内の農業団体では、良品質米の生産とメタンガスの削減のため、収穫後にはほ場に残った稲わらを水田から搬出する取組と水田に秋にすき込む取組を励行しています。

また、北海道米の新たなブランド形成協議会では、農業者による稲わらの搬出と秋すき込みの取組状況のアンケート結果などからメタンの削減量を独自に推計し、道内の量販店売場店頭でPOPを掲示する等、環境負荷低減の取組を消費者にわかりやすく紹介しました。



メタンガス削減の取組のPOP

～ 北海道カーボンファーマーミング推進フォーラムを開催 ～

「北海道カーボンファーマーミング推進協議体」（事務局：道）では、令和5年（2023年）8月30日に、かでの2・7において「北海道カーボンファーマーミング推進フォーラム」を開催しました。フォーラムには、協議体の構成団体のほか、農業協同組合や市町村、金融機関、関係企業等から123名の参加がありました。

フォーラムでは、まず農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課地球環境対策室が「農業分野におけるカーボンニュートラル」及び「農林水産分野におけるカーボンクレジットの拡大」について講演し、次に道から、北海道カーボンファーマーミング推進協議体について紹介を行ったあと、道の環境負荷低減に向けた取組について説明しました。

最後にカーボンクレジットの創出に取り組む民間企業から、稲作、畑作、酪農の分野ごとにその取組について紹介がありました。

フォーラム終了後の参加者アンケートでは、「基幹産業が農業であるためカーボンクレジットを活用してゼロカーボンの取組を行っていききたい」、「取組により収量が減少した際の保険など取組を行う際の障壁を緩和する施策があるとよい」といった声のほか、「取組にあたっては、生産性向上が伴うのか収支がプラスになるかなどの検討が必要」といった意見がありました。

協議体では、今後も、フォーラムの開催やメールマガジンによる情報提供、参画者同士の情報共有の場の提供などにより、カーボンファーマーミングの推進を図っていくこととしています。



2 クリーン農業・有機農業

(全国に先駆け環境保全型農業を推進)

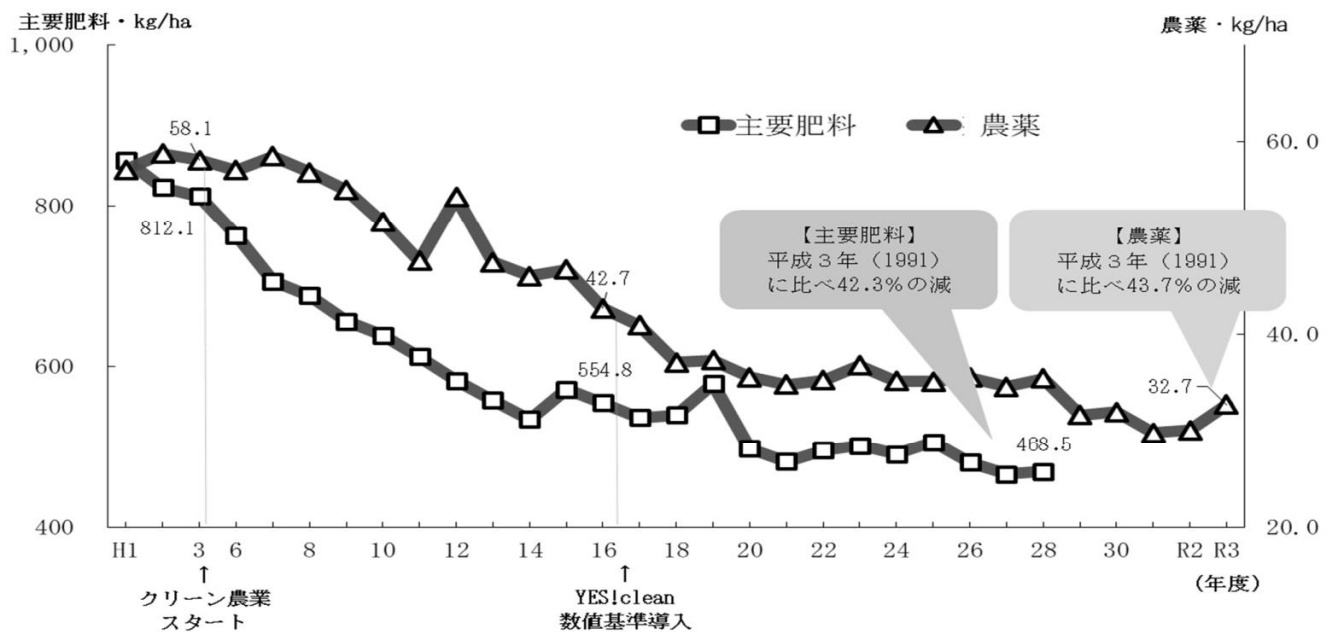
農業は本来、その生産を太陽の光と自然界の物質循環に依存しており、本道農業が持続的に発展していくためには、生産活動に伴う環境への負荷をできる限り低減させるなど、環境と調和した農業生産を進めることが重要です。

また、本道の農業は、恵まれた自然条件を活かし、食料の安定供給に大きな役割を果たしており、消費者に信頼される安全・安心で、品質の高い農産物の安定的な生産・供給を進めることが求められています。

本道では、平成3年度（1991年度）から農業者、関係機関・団体及び道が一体となって、農業の自然循環機能を維持・増進させる観点から、有機物の施用などによる健全な土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめる「クリーン農業」を推進するとともに、それらを基本的に使用しない有機農業の拡大に努めるなど、環境保全型農業に取り組んでおり、単位面積当たりの化学合成農薬・主要化学肥料の出荷量は、平成3年度（1991年度）に比べ4割以上減少しています。

道では、「北海道クリーン農業推進計画（第7期）」（令和2年（2020年）3月）や「北海道有機農業推進計画（第4期）」（令和4年（2022年）3月）に基づき、環境保全効果の消費者理解の促進や農業者への啓発とともに、地域条件に即した栽培技術の普及などにより、クリーン農業や有機農業の更なる取組拡大を推進しています。

図表5-2-1 単位面積当たりの農薬・主要肥料出荷量の推移（北海道）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林統計協会「ポケット肥料要覧」、(財)日本植物防疫協会「農薬要覧」

- 注：1) 主要肥料とは、硫安、尿素、塩安、石灰尿素、高度化成などの12種類。
 2) 農薬とは、殺虫剤、殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤など。
 3) 単位面積とは、作付延べ面積であり、飼肥料作物を除く。

(クリーン農業技術を開発)

道総研農業研究本部では、堆肥等の有機物の有効利用を基本に、化学肥料や化学合成農薬の使用を削減する「クリーン農業技術」として、これまでに422件の栽培技術が開発されています。

このうち、化学肥料や化学合成農薬の使用を5割以上削減する高度なクリーン農業技術については、これまでに水稲、秋まき小麦、馬鈴しょ等の14作物について29件が開発され、農業改良普及センターを通じた技術指導や現場実証により、地域の実情に即した技術の普及が図られています。

図表5-2-2 クリーン農業技術の開発成果（北海道）

区 分	主 な 内 容	成果数		うち高度ク リーン農業技術	
化学肥料の使用量を減らす ための技術	施肥法の改善、施用有機物の評価	111	120	9	9
	土壌生物活性化技術の開発	9		-	
農薬の使用量を減らすため の技術	要防除水準の設定、効率的防除法開発	89	188	11	17
	化学合成農薬以外による防除技術開発	43		6	
	生物的防除、耕種の防除開発	43		-	
	農薬散布量の減量化	7		-	
	高能率除草機の開発・改良	6		-	
品質評価・技術向上	品質評価法、簡易分析法の開発	20	50	-	-
	品質向上栽培技術の開発	28		-	
	高品質貯蔵、保鮮技術の開発	2		-	
環境負荷抑制技術	農地の養分フロー把握と負荷軽減技術開発	25	34	-	-
	農地におけるガス発生抑制技術開発	9		-	
家畜ふん尿の低コスト処理 利用技術	低コストふん尿処理・利用技術の開発	15	15	-	-
総合経済評価	クリーン農業の経営経済的評価	15	15	3	3
合 計			422		29

資料：道総研農業研究本部調べ（令和6年（2024年）3月現在）

(減少傾向にあるYES!clean農産物の作付け)

本道では平成3年(1991年)に生産、流通、消費の各団体を構成員とする「北海道クリーン農業推進協議会」が設立され、クリーン農業の取組に必要な対策の検討や普及・啓発活動が行われており、平成12年(2000年)には、道総研農業研究本部が開発したクリーン農業技術を活用して生産され、一定の基準を満たした道産農産物にYES!cleanマークを表示し、消費者や実需者に栽培情報を提供する「北のクリーン農産物表示制度」(以下「YES!clean表示制度」という。)が始まりました。

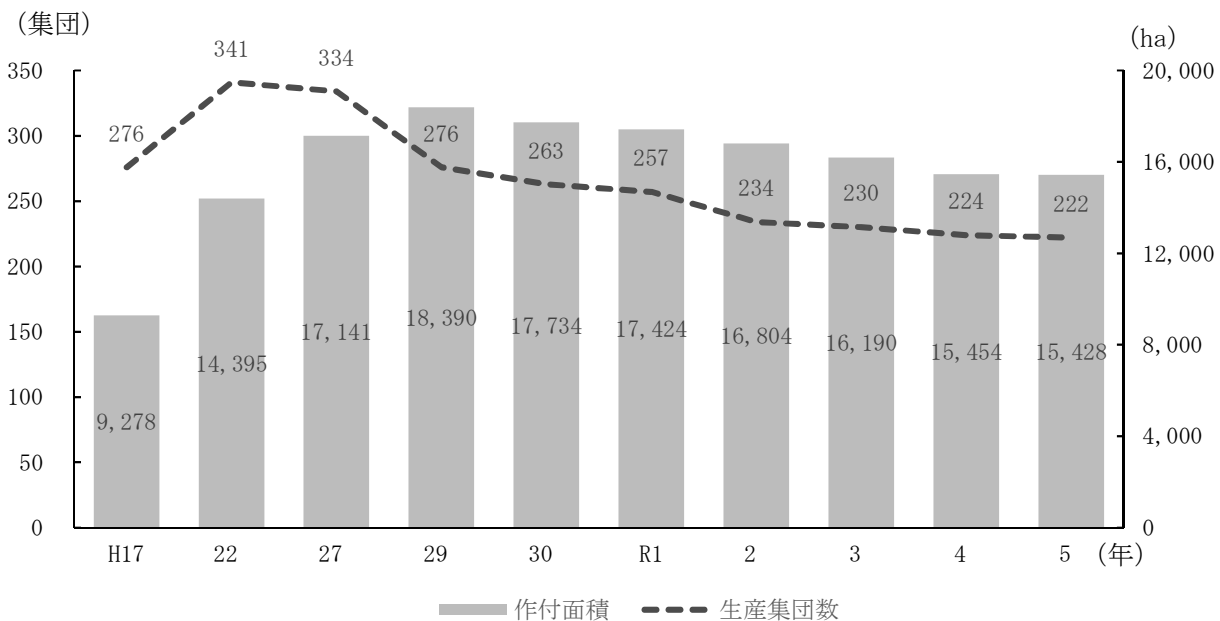
令和5年度(2023年度)のYES!clean表示制度に取り組む登録生産集団は222集団で、水稲、馬鈴しょ、トマト、かぼちゃ、たまねぎ等の49のYES!clean農産物作物が生産され、道内外の消費者や実需者に供給していますが、前年度に比べ2集団(0.9%)減少し、作付面積は1万5,428haで、前年に比べ26ha(0.2%)減少しました。

また、平成23年度(2011年度)からは、YES!clean農産物を原材料として利用する加工食品にもYES!cleanマークを表示する取組が進められており、令和6年(2024年)3月では、納豆、ぜんざい、シフォンケーキ等12社の34商品が登録されています。

図表5-2-3
YES!clean マーク



図表5-2-4 YES!clean表示制度の登録集団とYES!clean農産物の作付面積(北海道)



資料：北海道クリーン農業推進協議会調べ

(拡大する本道の有機農業)

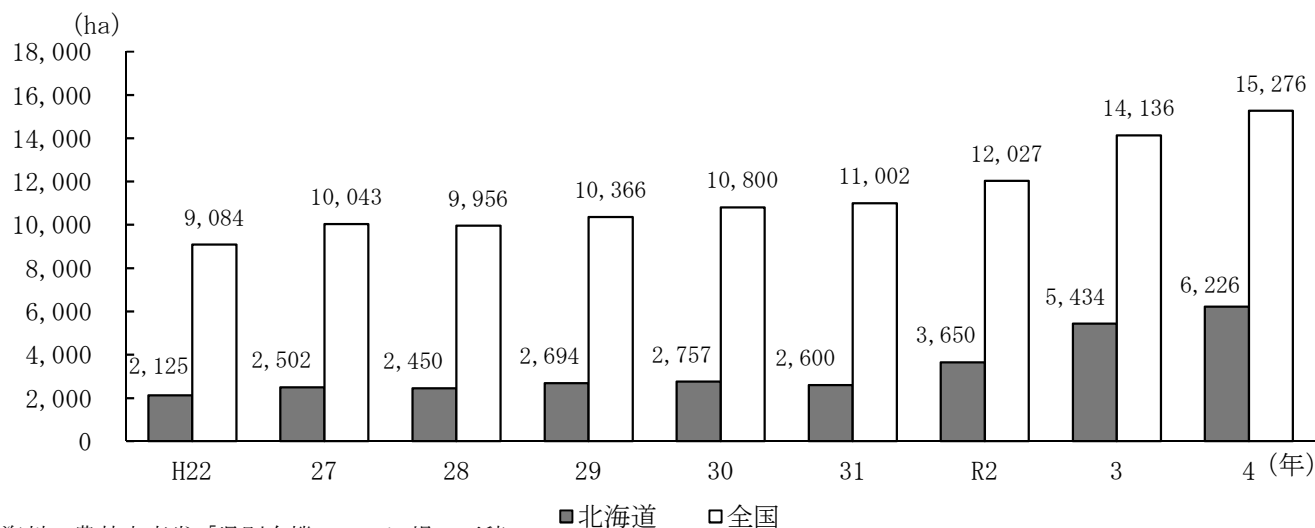
令和4年度(2022年度)の有機農業に取り組む農業者(以下「有機農業者」という。)は495経営体で、前年度に比べ42経営体(7.8%)減少しましたが、その取組面積は7,431haで、前年度に比べ868ha(13.2%)増加しました。

また、有機JAS認証を取得している有機農業者は332経営体で、全国の9%となっており、その取組面積は6,226haで、全国の41%を占め、全国1位となっています。

国は、平成18年（2006年）12月の有機農業の発展を図ることを目的とする有機農業の推進に関する法律の施行を受け、平成19年（2007年）4月に、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定し、我が国の農業における有機農業の役割を明確にして各種の施策を推進してきました。また、令和2年（2020年）4月には、同方針を改定し、国内における有機農業の取組面積を平成29年（2017年）の約2万3,500haから令和12年（2030年）には6万3,000haとするとの目標を設定するとともに、令和3年（2021年）に策定された「みどりの食料システム戦略」では、2050年に耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大する目標を設定するなど、有機農業の一層の拡大を図ることとしています。

道においても、この法律に基づき、平成20年（2008年）3月に「北海道有機農業推進計画」を策定し、令和4年（2022年）3月には第4期の計画を策定しました。この計画では、「有機農業の取組拡大」、「有機農業技術の開発・普及」、「有機農産物等の販路拡大」、「有機農業への理解醸成」の4つの推進方針を掲げ、有機農業ネットワーク活動への支援や道総研農業研究本部と連携した有機農業技術の開発・普及、有機農業者と消費者との交流イベントの開催、実需者と有機農業者とのマッチングなど、生産・消費両面から各般の取組を推進し、取組面積を令和2年度（2020年度）の4,817haから令和12年度（2030年度）には11,000haへ拡大することとしています。

図表5-2-5 有機JASほ場面積の推移



資料：農林水産省「県別有機JASほ場の面積」

～ とかちオーガニック振興会による有機農業の推進（十勝） ～

十勝総合振興局では、十勝管内で有機農業を実践している農業者や、これから有機農業を始めようとする農業者等が、有機農業に関する情報交換などを行う場として、令和3年（2021年）12月に、「とかちオーガニック振興会」（以下「振興会」という。）を設立しました。有機農業の実践者や有機農業に関心のある農業者等が振興会の会員となり、令和6年（2024年）2月末の会員数は95名となっています。

令和5年（2023年）7月に開催した現地研修会は、管内でも有数の大規模経営を行いながら有機農業にも力を入れる芽室町の（有）鈴鹿農園と、省力化栽培で有機農業を行う音更町の中川農場に協力を得て開催しました。当日は定員を超える41名の参加があり、対照的な2件の経営を目の当たりにした参加者からは、「機械がすごくてびっくりした」、「省力化栽培などが大変勉強になった」、「いつか自分も有機をやってみたい」といった声が寄せられ、大盛況となりました。

また、令和5年（2023年）12月には、道総研十勝農業試験場と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合開発機構北海道農業研究センター（以下「北農研センター」という。）を招いて「品種に関する勉強会」を開催しました。当日は74名の参加があり、「品種に関して勉強になった」、「品種の現状を知ることができてよかった」、「品種育成の苦労がわかった」など参加者にとって学びの多い場となりました。また、同日開催した「流通業者とのマッチング」では、農業者と流通業者の間で活発な意見交換が行われ、農業者から「いろんな業者の話が聞けてよかった」、「小口に対応している企業があったのがうれしかった」など流通業者と農業者との交流を図ることができ、開催後、参加した農業者と流通業者との間で実際に取引が始まるなど、一定の成果も見られました。

さらに、令和6年（2024年）3月には「第3回有機農業研修会」を開催し、春の農作業に向けた準備が忙しい中にもかかわらず、管内外から多くの農業者や関係機関の参加（現地59名、WEB27名）がありました。

十勝ではこうしたオーガニック振興会の活動を核として、今後も関係機関と連携しながら、様々な活動を展開し、有機農業の推進をしています。



現地研修会（鈴鹿農園） 芽室



流通業者とのマッチング



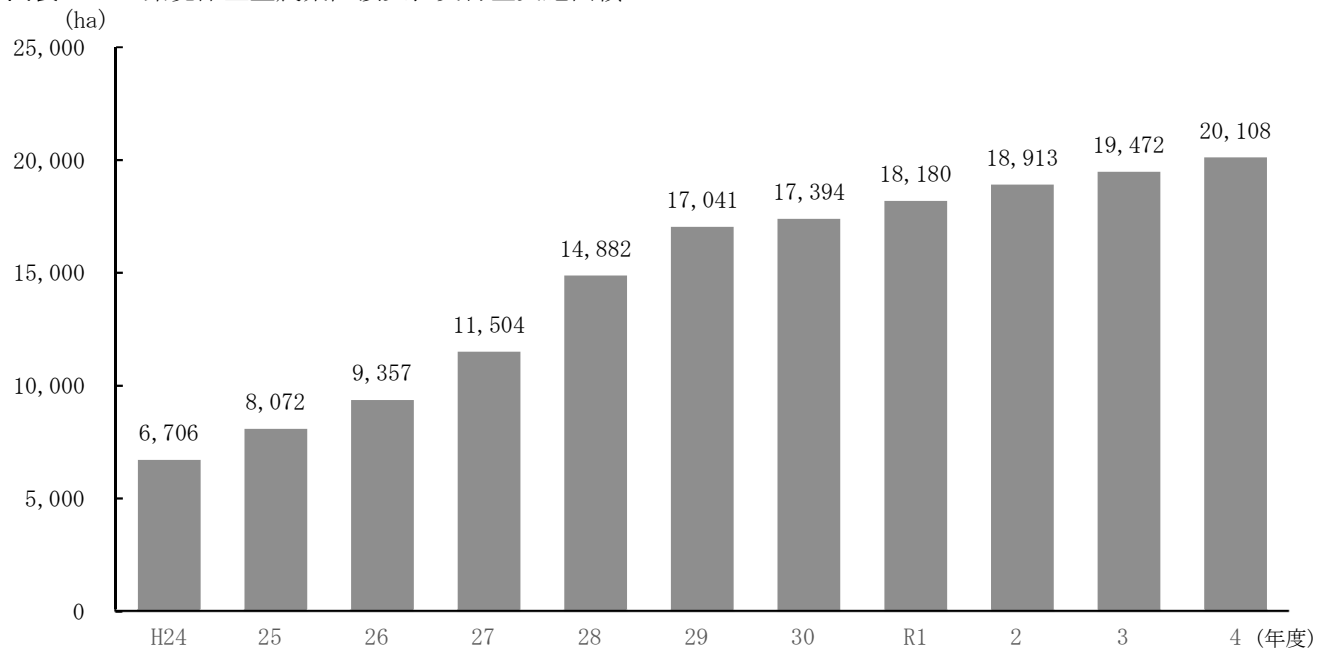
第3回有機農業研修会

（年々増加する環境保全型農業の直接支払制度の取組）

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行う堆肥の施用やカバークロープ（緑肥の作付け）、有機農業、フェロモントラップ等の地球温暖化防止や生物多様性保全などに効果の高い営農活動に対しては、環境保全型農業直接支払制度による支援が行われています。

令和4年度（2022年度）は84市町村2万108haで取り組まれ、前年度に比べ636ha（3.3%）増加しました。

図表5-2-6 環境保全型農業直接支払交付金実施面積



資料：農林水産省「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」

3 農村環境の保全と資源リサイクル

(家畜排せつ物の適正管理と資源としての利用を促進)

家畜の飼養頭数が増加する中、家畜排せつ物を適正に管理し、生産した良質な堆肥等を農地へ適切に還元して、環境に配慮した畜産を推進することが重要となっています。

本道では、令和3年(2021年)3月に道が策定した「北海道家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、道・振興局・市町村の各段階に設置された指導チームの活動を通じて、関係者が連携しながら、家畜排せつ物の適正管理を指導するとともに、自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産の促進や耕畜連携の強化、良質な堆肥・液肥の生産、適切な施肥管理、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用促進に取り組んでいます。

道内では、年間約2千万トンの家畜排せつ物が発生しており、約6割が堆肥、約3割が液肥として利用されるなど、ほとんどが農地に還元されています。また、家畜排せつ物を利用したバイオガスプラントは、100施設(令和3年(2021年)3月末)が稼働しており、発生するバイオガスは、熱及び電気エネルギーとして利用されています。

(地下水汚染対策を推進)

道内の農業地帯では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準(10mg/l)を超過した地下水が広い地域で分布していましたが、その原因として、農地への過剰な施肥や生活排水の不適切な処理などがあります。道では、土壌診断と施肥ガイドに基づく施肥設計による適正な施肥について、技術指導等を行っています。

(進むバイオマス資源の利活用)

バイオマスの有効活用は、循環型社会の形成はもとより、地球温暖化の防止や自立・分散型エネルギーの供給源の多様化に資するとともに、リサイクル関連産業をはじめとした地域産業の振興に寄与し、ひいては地域の活性化につながっていくことが期待されています。

道内には、家畜排せつ物をはじめ多様なバイオマス資源が豊富に存在しており、その活用は極めて重要なことから、道では、平成25年(2013年)12月に、バイオマス活用推進基本法に基づく「北海道バイオマス活用推進計画」を策定しています。また、令和5年(2023年)11月で、道内58市町村においてバイオマス活用推進計画やバイオマスタウン構想、バイオマス産業都市構想が策定されており、令和4年度(2022年度)には、浜中町がバイオマス産業都市に選定され、家畜排せつ物を活用したバイオガスプラントの設置に取り組むなど、地域のバイオマス資源を活用した多様な取組が進められています。

(農業用廃プラスチックの適正処理を推進)

循環型社会の形成を進め、農村環境の保全を図る観点から、長期展張性フィルムや生分解性マルチフィルム・ネット等の代替資材の利用による排出量の削減を進めるとともに、集団回収体制の整備などによるリサイクルを基本とした適正処理を推進することが重要です。

道の調査では、施設園芸や育苗用ハウス、マルチ栽培やサイレージ用ラップフィルム等で使用された後に廃棄される農業用廃プラスチックの量は、令和4年度（2022年度）では1万6,745トンで、令和2年度（2020年度）に比べ3,989トン（19.2%）減少しました。

農業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、法令に基づく適正な処理が求められますが、その処理は、令和4年度（2022年度）では、9,219トン（全体の55%）がプラスチック原料や燃料として再利用されている一方、依然として埋め立てられているものも3,347トン（20%）あり、地域的なばらつきも目立っています。

（下水汚泥資源の利用促進）

輸入原料に依存している化学肥料の価格が高騰する中、下水汚泥や稲わらなどの地域資源を有効活用することが注目されています。

特に下水汚泥については、令和元年度（2019年度）において、道内では、肥料原料へ約3割、土壌改良材等へ約3割、セメント原料などに約3割がそれぞれ活用され、残りの約1割が埋立処分されていますが、全国的には、肥料への利用は約1割にとどまっていることから、国は、農業分野と下水道分野が連携して、肥料利用の拡大に努めています。

リンや窒素を豊富に含む下水汚泥の活用には、肥料成分の抽出や水分除去などに要するコストや、地域によっては重金属を含むため肥料への使用が難しい場合があることから、消費者の不安といった課題があるものの、資源に乏しい我が国においては、環境負荷低減の観点からも有効と考えられ、下水汚泥の安全性に係るデータ等を活用し、消費者とのリスクコミュニケーションを推進することとしています。

4 エゾシカ等による農業被害の防止

（拡大傾向にあるエゾシカによる農業被害）

エゾシカによる道内の農業被害額は、道のエゾシカ保護管理計画に基づく個体数調整の強化や農地への侵入防止柵の整備の進展、市町村における一斉捕獲の実施などにより、平成23年度（2011年度）の62億円をピークに減少傾向で推移していましたが、令和4年度（2022年度）は48億円で、前年度に比べ3億6,000万円（8.1%）増加しました。

また、被害地域は、これまでの東部地域（オホーツク、十勝、釧路及び根室）を中心としたものから、近年は全道に広がっています。

作物別の被害額では、牧草が18億円と最も多く全体の約4割を占めており、次いで水稻、デントコーン、てん菜の順となっています。

図表4-10-1 エゾシカによる農業被害額の推移（北海道）

（単位：百万円）

地域	H13年度	18	23	28	30	R1	2	3	4
全道	3,091	3,047	6,233	3,851	3,799	3,760	4,029	4,441	4,798
うち東部地域	2,219	1,919	2,798	2,633	2,378	3,905	2,467	2,663	2,792

資料：北海道環境生活部調べ

注：東部地域は、オホーツク、十勝、釧路総合振興局、根室振興局管内。

図表4-10-2 エゾシカによる作物別農業被害額（令和4年度（2022年度））（北海道）

（単位：百万円、%）

区分	牧草	水稻	デントコーン	てん菜	馬鈴しょ	小麦	その他	計
被害額	1,795	442	428	379	311	168	1,275	4,798
被害割合	37.4	9.2	8.9	7.9	6.5	3.5	26.6	100.0

資料：北海道環境生活部調べ

（エゾシカ等の被害防止対策を推進）

道では、平成25年（2013年）に、庁内関係部局が連携し横断的な対策を進める「鳥獣被害対策チーム」を組織し、鳥獣被害の実態把握や被害防止対策の検討などに取り組んでいます。

特に、農業被害額の8割を占めるエゾシカについては、平成26年（2014年）3月に制定した「北海道エゾシカ対策推進条例」に基づき、捕獲などによる個体数の管理や捕獲個体の有効活用の推進など、総合的かつ計画的に対策を進めています。

また、近年では、ヒグマや特定外来種であるアライグマによる農業被害も拡大しており、地域ではエゾシカやヒグマ、アライグマ等の野生鳥獣による被害の防止・軽減を図るため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した集中的な捕獲活動の推進や箱わな等の捕獲機材の導入、捕獲の担い手育成のための研修会の開催、農地への侵入防止柵の整備などの取組が進められています。